

匝瑳市総合計画策定方針

1 計画策定の背景

平成 18 年 1 月 23 日に、八日市場市と野栄町が合併して匝瑳市が誕生しました。

総合計画は、新市の現状と背景を踏まえて、まちづくりのための課題を検討し、まちづくりの目標と、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものであり、総合的・計画的な行財政運営の指針となるとともに、市民・企業活動の指針となるものです。

策定にあたり、平成 17 年 1 月に八日市場市・野栄町合併協議会が策定した「新市建設計画」はもちろん、旧八日市場市が平成 14 年 3 月に策定した「八日市場市総合計画」、旧野栄町が平成 14 年 3 月に策定した「第 4 次野栄町総合計画」に基づいて、新市・新時代に対応する匝瑳市の第 1 次総合計画を策定します。

2 計画の課題と展望

地域を取り巻く環境条件は、少子・高齢化、情報化、国際化の進展等、変革の渦の中にあります。これに伴い、市民の意識や価値観は多様化し個性的になってきています。そのため、これらの変革に的確に対応していくことはもとより、男女共同参画社会の実現、環境保全対策、生涯学習社会の推進などの重要課題にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

また、地域がはぐくんできた恵まれた自然環境、文化遺産等を十分に活用し、さらに、創造的かつ市民英知の結集で特色あるまちづくりを実践していくことも重要です。千葉県総合計画や東総地区広域市町村圏計画などとの整合を図り、広域的な視点に立った計画づくりも必要です。

3 計画の構成及び目標年次

- (1) 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。
- (2) 基本構想は、本市がめざすべき都市の将来像を明らかにするとともに、その実現のための施策の大綱を明らかにし、基本計画・実施計画の基礎となるべきものとします。平成 31 年度(2019 年度)を目標年度とする 12 か年計画とします。
- (3) 基本計画は、基本構想の具体化と目標達成に必要な施策・事業を総合的・体系的に明らかにしたものとします。

計画期間は、基本構想の前期4年(平成20年度～23年度)の計画とします。

- (4) 実施計画は、基本計画に定められた施策・事業を効果的に実施するため、事業の優先度を勘案し、施策・事業について具体化したものとします。なお、3 か年計画として策定しますが、毎年度のローリングを行うものとします。

平成20年	平成23年	平成24年	平成28年	平成31年
基本構想(12年)				
前期基本計画(4年)		中期基本計画(4年)		後期基本計画(4年)
実施計画(3年)		⋮	(毎年度ローリング)	

4 新しいまちづくりの視点（まちづくりに対する基本的な考え方）

これからのまちづくりに対する基本的な考え方として、以下の4つの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

視点1 市民の暮らしを重視したまちづくり

まちづくりの基本は、その主体である市民一人ひとりが幸福感を享受し、心身ともに豊かさを実感しながら暮らし続けることができる環境をつくることであり、そのことがまちの持続的発展につながると考え、市民の満足度の向上を最優先に考えたまちづくりをすすめます。

視点2 地域の個性を生かしたまちづくり

個性や多様性に価値観を認められる時代となった今、まちづくりにおいても、地域がもつ独自性を見出し、育て、まちのアイデンティティ（都市像）として確立していくことが地方分権社会にふさわしいと考え、地域の個性を最大限生かしたまちづくりをすすめます。

視点3 市民との協働によるまちづくり

限られた資源のなかで多様化・高度化する住民ニーズに対しきめ細かなサービスを提供する手段としてのみならず、市民の力をまちづくりに生かすことそのものが、地域コミュニティを育てることにつながると考え、市

民と行政との多様な協働によるまちづくりをすすめます。

視点4 総合的施策によるまちづくり

市民の暮らしはさまざま要素によって形成されており、多面的な視点から分野横断的に施策を組み合わせながら展開していくことが目的達成への近道であると考え、本来の目的を見据えながら、施策の総合化による効果的かつ効率的なまちづくりをすすめます。

計画策定では、この4つの視点と照らし合わせながら、これまでの施策について評価・点検し、今後のまちづくりの方向性を検討していくこととします。

5 計画の策定視点

(1) 市民参加型の計画づくり

まちづくりは、市民・企業・行政が一体となって英知を結集し、創造性を発揮して、実際に行動することによって実現します。このため、計画策定過程に市民参加を積極的に取り入れ、次代を担う子供や若者から高齢者に至る多様な市民の意見を盛り込んだ計画づくりを行います。

- ・市民アンケートの実施(住民意識調査)

対象 2,000人(無作為抽出、16歳以上市民)

- ・各種団体アンケートの実施及び懇談会の実施

まちづくりの課題や提案を求める

- ・まちづくり御意見箱の設置(市民の自由意見の聴取)
- ・市民フォーラム21の活用(計画策定を検討課題として)

1年間で6回程度開催

- ・市民懇談会(子育て支援など、テーマを定めて市長等との懇談会 2回程度)

(2) 職員参加型の計画づくり

計画は、策定・実施・評価・見直しのサイクルの確立が重要で、全職員が総力を挙げて取り組むことが必要です。

このため、組織的かつ横断的な職員参加により、まちづくりの目標を共有し、施策の目的と手段の連鎖認識を高めながら計画づくりを行います。

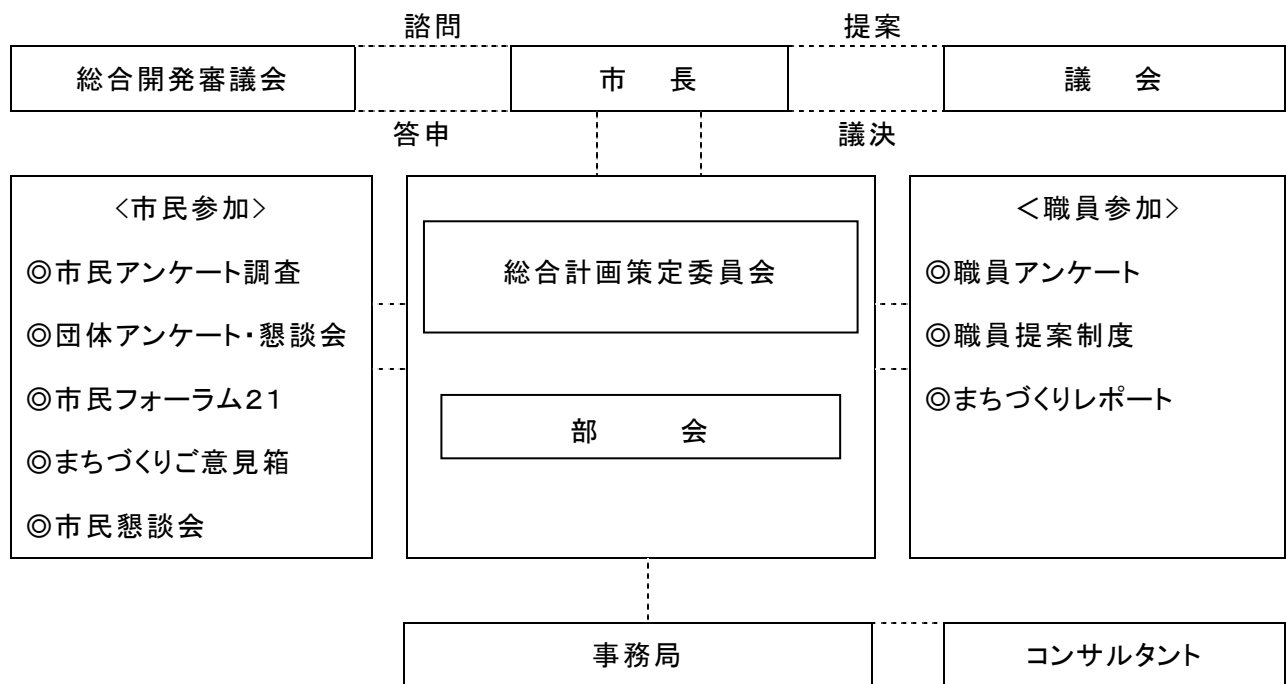
- ・総合計画策定委員会の設置 6部会設置(建設計画の5本の柱に合わせて5部会と少子化対策の特別部会を設置し計6部会とします。この少子化対策特別部会は、若手職員の検討組織とします)
- ・職員アンケートの実施 (全職員対象、市民アンケートとの比較あり)
- ・職員提案制度の活用
- ・まちづくりレポートの募集

(3) 施策の総合化と実現性の確保

住民ニーズが複雑化・多様化しているため、この対応も、多くの対策の適切な組み合わせが重要になっています。

また、施策を総合的に展開するとともに、効率的な行財政運営を目指し、進行管理の実行による実現性の確保を図ります。

策定フロー



(平成18年7月4日 総合計画策定委員会承認)

(平成19年2月19日 一部修正 総合計画策定委員会承認)